

はじめに

道路は、歩行者や自動車、自転車の通行のためだけではなく、上下水道、ガス、電気、通信ケーブルなど日常生活に欠かせないライフラインの収容や、公共空間としての日照・通風等を良好に確保できるなど、さまざまな役割を担っており、私たちの安心して暮らしやすいまちを支えています。

一方で、市内には道路幅員が4mに満たない狭い道路が数多く存在し、災害時の避難路の確保や緊急車両の通行、日照・通風の確保等が十分になされていません。

調布市では、地域の生活環境の改善を図るとともに安全で住みよい街づくりを促進することを目的として、平成2年に「調布市狭あい道路拡幅整備要綱」を施行し、市民の皆様のご理解、ご協力のもとに、狭あい道路の拡幅整備事業を進めています。

この事業では、対象となる道路について、後退用地の測量・登記等を市が行う、後退用地にある塀、門、樹木等の移転に関する費用の一部を助成する(後退用地を寄附する場合、助成金額の上限あり)等のしくみを設け、土地所有者のご協力をいただきながら幅員4mの道路整備を行っています。



写真: 調布市

狭あい道路にはこんな問題が・・・



- 緊急時には
 - ・緊急車両(消防車、救急車等)の通行が困難
 - ・塀や建物の倒壊等で道路がふさがれる恐れがあり危険

- 普段の生活では
 - ・歩行者、自動車、自転車などのすれ違いが危険
 - ・車の駐停車が渋滞の一因となる
 - ・清掃車が道に入って行けないため、ごみの収集作業に時間がかかる
 - ・タクシーや介護車両の通行が困難
 - ・日照、通風が阻害され、住環境が良くない



狭あい道路拡幅整備事業の対象になるのは・・・

調布市の狭あい道路拡幅整備事業は4メートル未満の道路が対象となります。

なお、申請地前面道路の境界が確定していない場合、私道の場合等については、対象外となります。

○2項道路の後退に伴う拡幅

建築基準法第42条第2項の規定により特定行政庁(市長)が指定した道路のうち、市道かつ境界が確定している道路に接している用地



売買や土地の分割を目的に後退線の位置を確認するための申出はできません。

* 幅員4m未満の道路(2項道路) *

建築基準法が制定された昭和25年当時の道路には4mに満たないものが多くありました。そこで、すでに家が建並んでいたことを条件に、幅員が4m未満であっても1.8m以上あり特定行政庁(市長)が指定した場合は、その中心線から両側に水平距離2m後退した線を道路と敷地の境界線にみなしました(「みなし境界線」)。この決まりは、建築基準法第42条第2項に定めてあるため、この道路を、通称で「2項道路」と呼んでいます。建物を建替えるときは、この境界線より後退して建てることによって、4mの道路幅員を確保しようとするものです。

2項道路の道路後退

